

生存権裁判を支援する全国連絡会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル 3階

メール seizon25@onyx.ocn.ne.jp

電話 03-3354-7431 FAX 03-3354-7435

〈兵庫・神戸地裁〉原告の越智さんが1時間 証人尋問

2月20日、神戸地裁204号法廷で兵庫生存権裁判の口頭弁論が行われました。傍聴者30人、原告5人が見守る中で、原告の1人である越智圭子さんの証人尋問が約1時間行われ、老齢加算がなくなって苦しい生活を余儀なくされていることをしっかりと証言しました。この中で、はっきりと生活保護基準の問題点を訴えられました。

口頭弁論終了後の報告集会には、裁判を傍聴した全国連会長の井上英夫先生と神戸大学講師の井口克郎先生が感想と激励のあいさつを述べました。勝利にむけて、いっそうの奮闘を参加者全員で確認しました。

4月17日、原告側はDVD上映→生活保護による生活実態（加算の意味）と5年間の変化を裁判官に突き付けることにしました。

5月29日、原告側意見陳述、と決まりました。（夜久 明さん記）

〈青森裁判仙台高裁〉原告側の証人申請（2人）認める

青森生存権裁判の第3回口頭弁論が1月24日午前11時から、仙台高等裁判所101大法廷で開催されました。傍聴席は満席になり、入廷できなかった多くの支援者が廊下で見守る中、弁護団が次々に入って論陣を張りました。太田弁護士からは、国側が主張する70歳以上の高齢者に特別な需要はなく廃止は正当だとの主張の根拠を国自身の歴史的な書類なども使用しながら次々と論破、国側の主張がいかにもいい加減なものであるかを暴露しました。

全盲の弁護士・竹下義樹氏からは、厳冬、豪雪の地域青森の級地や冬季加算がいかにも実態に合わない低い水準か、老齢加算によってかろうじて最低生活を維持していた人々が加算の廃止によってどんな状態に追い込まれているか、を全く顧みない青森地裁の判決を下した裁判長には「あなたもストーブなしでひと冬生活してみなさい」と迫りたい気持ちであったとも述べ、裁判所に対して原告たちの生活実態と生活保護法の基本精神を踏まえた判断を求めました。

さらに葛西弁護士は、原告本人の証人尋問と、長く生活保護のケースワーカーをしていた方を証人として尋問し、雪深い農山村で暮らす生活保護利用者の生活実態に冬

季加算、級地分けが適合しているのかどうか、老齢加算の廃止がどういう事態をもたらしているかなどについて十分認識したうえで正しい判断を下すよう強く求めました。

これらの堂々とした説得力ある弁論に対して、国側は、裁判長の質問に対して、傍聴席には全く聞こえない小さな声でぼそぼそ短い返事をするだけでした。弁論終了後、裁判所は原告側の求めた2人の証人を認め、思わず万歳を叫びたくなるほどでした。

次回、第4回口頭弁論は、4月25日（金）午後2時から4時まで、1人60分、概ね原告側が45分、被告側が15分くらいの見当で開かれることとなりました。

（「生存権裁判を支援する宮城の会ニュース NO5」より抜粋）

〈京都〉京生連 新春のつどいで原告3人が元気に参加

1月11日（土）に全京都生活と健康を守る会連合会（京生連）の新春のつどいが開催されました。各単組からビンゴやクイズ、手品もある、年に1回の京都府全域から会員が集まる催しです。そこに、京都生存権裁判の原告である、金原辰夫さん、松島松太郎さん、三島義温さんの3人も元気に参加していただきました。

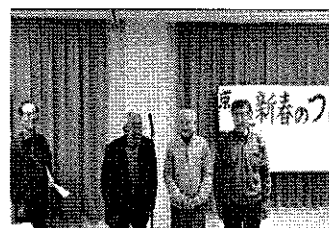
金原さんに挨拶のお願いに行くと、いつも冗談の面白い金原さんより、「挨拶のことを考えていたら酔えないから、先にさせて～」と申し出がありました。

舞台の前に出てきてもらい、交代で一言ずつ挨拶をしていただきました。

三島さんより「皆さんその節は色々お世話になりました。なんとか元気にやっています」と挨拶があると、元気で何より！と大きな手術をされた三島さんへ会場から大きな声かけられました。

松島さんは「この裁判をやって今年でもう8年になります。9年目に入り、どうなるかわかりませんが、見捨てずに最後まで引っ張っていただきますようお願いします」と、とても力強い声でパワーを感じる挨拶がされました。

金原さんより「国の方はよい返事が聞かないまま身体が先にへたってしまうかもしれませんが、行くところまで行かないとしょうがない！皆さんも裁判の度に本当にご苦労さまでした。これからもお願いします」との挨拶に「いい返事を出させよう！」「一緒に頑張ろう」と声かけられました。



3人の方々の元気でパワーのある言葉を聞き、ますます頑張ろうと会場は盛り上がりました。（阿部 彩さん記）

☆3月に3つの判決、多数の傍聴者を組織し成功させよう☆

3月12日熊本地裁判決、24日新潟裁判・東京高裁判決、26日広島高裁判決